## 《記載例》

令和6年8月15日

フクシマ株式会社 福島支店 支社長 ○○○○ 様

過半数労働者代表

## 意 見 書

令和7年7月1日付け、「派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書」により求められた意見については、以下のとおりです。

☑ 派遣可能期間の延長については異議がありません。

## 【理由·意見】

- ・延長に異議は無いが、労働者派遣の長期間受入にあたっては以下の点に留意してほしい。
- ① フクシマ株式会社に直接雇用されている労働者を減らして派遣労働者に置き換えていくようなことをしない。
- ② 労働者派遣の受入の期間・規模については労使協議により定期的に見直し、再検討を行うようにする。
- □ 派遣可能期間の延長については異議があります。

【理由·意見】			

以上

- ■注意※ 派遣先は、意見を聴いた過半数労働組合(または過半数労働者代表)等が異議を述べたときは、延長しようとする派遣可能期間の終了日までに、次の事項について説明しなければなりません。
  - ・派遣可能期間の延長の理由及び延長の期間
  - ・異議への対応方針

なお、派遣先は、次の事項を書面に記載し、延長しようとする派遣可能期間の終了後3年間保存し、また派遣先事業所内の労働者に周知しなければなりません。

- 意見を聴いた過半数労働組合の名称または過半数代表者の氏名
- ・過半数労働組合等に書面通知した日及び通知した事項
- ・意見を聴いた日及び意見の内容
- ・ 意見を聴いて、延長する期間を変更したときは、その変更した期間